

平成 13 年 12 月 20 日

厚生労働省 医政局
医事課長 中島 正治 殿

日本臨床検査医学会
会長 櫻林 郁之介

臨床研修の必修科についての要望

臨床検査は医療におきまして非常に重要であり、臨床検査なしに医師の診療は不可能な時代となっております。

従来、内科、小児科などの臨床各科において教育研修されてきました臨床検査医学は、今や臨床検査の専門家が行う事になりました。つまり、卒前教育においては文部科学省では大部分の全国国公立大学の医学部に臨床検査医学講座を設置し、臨床検査学の教育を行っております。

このように、臨床検査の医学教育は現在臨床検査医学に携わる医師によって行われており、これを反映して医師国家試験でも臨床検査関連の問題は約10%を占めております。

現在、医師の卒後研修プログラムにおいては、医療法施行令第5条の11に規定しております診療科、麻酔科、救急診療部、病理部門のローテイト方式が採用されております。しかしながら、この中には臨床検査部門の研修は含まれておりません。臨床検査の医療における重要性を考えると問題があると思われまます。

最近では、検査の過誤など病院のリスクマネジメントを考える上でも臨床検査がどのようにして分析され、どのような精度があり、どのような特異性があるかを、医師は検査の現場で十分に基本的な研修する必要があります。

以上のとおり、臨床研修の必修科の一つに臨床検査部門を加えて頂くようせつに要望いたします。